

2022年1月14日

受益者の皆さまへ

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号  
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

## 米国優先リートファンド (為替ヘッジあり) / (為替ヘッジなし) 繰上償還(予定)に関するお知らせ

このたび弊社では以下の投資信託につきまして、信託約款の規定に従い、下記のとおり繰上償還を予定しておりますので、お知らせいたします。

### 1. 対象となるファンドの名称

米国優先リートファンド(為替ヘッジあり)  
米国優先リートファンド(為替ヘッジなし)

### 2. 繰上償還予定日

2022年3月30日

### 3. 繰上償還の理由

「為替ヘッジあり」

実質的な運用を行う「フィデリティ・米国優先リートマザーファンド」においては、足元の市場環境下で継続的な資金流出に備えて現金の保有比率が従前より高水準となっております。加えて、信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続していることから、運用の基本方針に従った運用を続けることが困難となっております。そのため、信託期間中ではありますが運用を終了させ、お預かりした資産をお返しが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、繰上償還の実施をご提案するものです。

「為替ヘッジなし」

実質的な運用を行う「フィデリティ・米国優先リートマザーファンド」においては、足元の市場環境下で継続的な資金流出に備えて現金の保有比率が従前より高水準となっております。その結果、本来の運用をご提供することが難しい状況が継続しており、信託約款の繰上償還規定である「やむを得ない事情が発生」しているものと判断し、繰上償還の実施をご提案するものです。

#### 4. 書面決議

繰上償還にあたっては、2022年1月17日現在の受益者を対象に、2022年2月17日に書面決議を行います。

2022年1月17日現在の受益者の方には2022年1月18日より「議決権行使書面」等を販売会社よりお送りしますので、2022年2月16日（必着）までに、賛成または反対される旨および必要事項をご記入のうえ、弊社までお送りください。

書面決議において、議決権を行使することのできる受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決された場合、繰上償還を実施します。

以上